

武蔵野市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

武蔵野市交通安全対策会議条例（昭和46年3月武蔵野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) <u>東京労働基準局三鷹基準監督署長</u></p> <p>(2) <u>東京都の職員のうちから市長が任命する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市の職員のうちから市長が指名する者</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>6 <u>前項の委員の定数のうち、第2号においては1人、第4号においては5人とする。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(特別委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充て、<u>市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>東京労働局三鷹労働基準監督署長</u></p> <p>(2) <u>東京都の職員のうちから市長が指名する者 1人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市の職員のうちから市長が指名する者 5人以内</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(特別委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>字句の削除及び改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p> <p>号の改正</p> <p>項の削除</p> <p>項の繰上げ</p> <p>字句の追加</p>

<p>3 及び 4 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>3 及び 4 (略)</p> <p>(幹事)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>字句の追加</p>
---	---	--------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

委員の属する機関の名称の変更に伴うほか、所要の改正をするものである。